

事案書 (経営会議 調整会議)

開催日：平成26年 1月28日 (火)

担当課：健康福祉部 健康福祉総務課

件 名：大和市災害見舞金等の支給に関する規則の制定について

提出理由：被災者支援を充実させるため、災害見舞金等の支給制度を創設するにあたり、その内容について了承を得るため

内 容：

1. 背景等

- ・昭和52年に大和市災害見舞金等支給に関する規則を制定し、災害により被害を受けた市民に対し、見舞金等を支給してきた。
- ・見舞金等については、日赤県支部、日赤大和市区、市社会福祉協議会から支給されていること、制度発足から27年が経過し、保険会社等による火災保険等が整備され、多くの市民が加入していることなどから、平成16年3月31日に当該規則を廃止した。
- ・近年、地震、台風やゲリラ豪雨等による自然災害が全国各地で頻発しており、災害発生リスクも高まっている中、人々の災害への不安や被災後の復興が困難なことに対する懸念が深まってきている。また、本市においても、現に集中豪雨による被害が発生している。
- ・このため、災害見舞金等の支給制度を再度創設することにより、他市との支給額の差額を調整し、被災者支援を充実させることで、市民の生活安定と福祉の増進を図る。

2. 見舞金等の金額の考え方及び制度の内容

- ・被害の程度に応じて、バランスの取れた支給金額となるよう考慮する。
- ・火災に関わる見舞金等の支給については、自然災害に起因するものに限定する。

(1) 支給の要件

地震、風水害その他の異常な自然現象及びそれに伴う火災等により本市市域内で発生した被害で、災害救助法及び大和市災害弔慰金の支給等に関する条例の適用を受けない被害とする。

(2) 支給の対象者

見舞金は被災者の世帯主に、弔慰金は死亡した者の遺族に支給する。被災者とは、本市に居住している者（本市の住民基本台帳に記録されている者に限る。）で、災害により被害を受けたものをいう。

(3) 支給する被害の内容

- ①全壊・全焼
住宅の焼損、損壊又は流失した部分の床面積が、当該住宅の延床面積の70%以上に達した場合、若しくは住宅の経済的被害が、当該住宅全体に占める損害割合で表したとき50%以上に達した場合
- ②半壊・半焼
住宅の焼損、損壊した部分の床面積が、当該住宅の延床面積の20%以上70%未満に達した場合、若しくは住宅の経済的被害が、当該住宅全体に占める損害割合で表したとき20%以上50%未満に達した場合
- ③床上浸水等
住宅の床より上に浸水したもの又は住宅の全壊・全焼若しくは半壊・半焼に該当しない場合であって、土砂、木片等の堆積により、一時的に住宅として使用できない場合
- ④負傷
市内で身体を負傷し、全治21日以上入院加療を要すると診断された場合
- ⑤死亡
市内で死亡した場合

(4) 見舞金等の金額

見舞金等の種類	被害の程度	区 分	見舞金等の金額
見舞金	全壊・全焼	1人世帯	55,000円
		2人以上の世帯	75,000円
	半壊・半焼	1人世帯	20,000円
		2人以上の世帯	30,000円
	床上浸水等	1人世帯	15,000円
		2人以上の世帯	25,000円
負傷	21日以上60日未満の入院	50,000円	
	60日以上入院	100,000円	
弔慰金	死 亡	世帯主	1,000,000円
		世帯主以外の世帯の構成員	500,000円

(5) 必要経費

- ・平成26年度予算については、近年の状況をもとに床上浸水を15件と想定し、2人以上の世帯の単価25,000円を乗じた375,000円を見込む。

経 過

S52. 4 大和市災害見舞金等支給に関する規則制定
H16. 3 大和市災害見舞金等支給に関する規則廃止

今後の予定

H26. 2 大和市災害見舞金等の支給に関する規則制定
H26. 4 事業開始